



調剤基本料 1

45点

当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。複数の医療機関から処方箋を同時に受付けた場合、受付が2回目以降の調剤基本料は所定点数の100分の80となります。



地域支援体制加算 1

32点

当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算1を算定しております。

イ 調剤基本料1を算定している保険薬局であること。

ロ 地域医療への貢献に係る十分な体制が整備されていること。

当薬局では以下の①から⑩までの10の要件のうち、④を含む3項目以上を満たしております。

①時間外等加算及び夜間・休日等加算の算定回数の合計が40回以上

②麻薬等加算で、麻薬を調剤した場合に加算される点数の算定回数が1回以上

③重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料の算定回数の合計が20回以上

④かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定回数の合計が20回以上

⑤外来服薬支援料1の算定回数が1回以上

⑥服用薬剤調整支援料1及び服用薬剤調整支援料2の算定回数の合計が1回以上

⑦単一建物診療患者が1人の場合の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が直近1年間で24回以上

⑧服薬情報等提供料の算定回数が30回以上

当該回数には、服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務（注1）を行った場合を含む。

⑨小児特定加算の算定回数の合計が1回以上

⑩多職種と連携する会議に1回以上出席

ハ 地域医療への貢献に係る十分な実績を有していること。



連携強化加算

5点

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。

要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。



後発医薬品調剤体制加算 3

30点

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。

必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。



在宅薬学総合体制加算 1

15点

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年24回以上）
- ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者免許の取得



夜間・休日加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）

当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、時間外等加算を算定する場合がございます。

また当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。

緊急を要する場合は（電話番号011-832-8931）へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

・時間外加算：基礎額の100% ・休日加算：基礎額の140% ・深夜加算：基礎額の200%



調剤管理料

当薬局は患者様やご家族様から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。



服薬管理指導料

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。

薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています



かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

76点/291点

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・ 保険薬剤師の経験3年以上
- ・ 週32時間以上の勤務
- ・ 当薬局1年以上在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで使用している薬の情報を一元的に把握し薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。



医療情報取得加算

1点

当薬局では、オンライン資格確認システムを導入しております。患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を同システムを通じて確認・活用し、適切な調剤を行っております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。



在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）

居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の場合）

当薬局では在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただく場合に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談くださいますようお願い申し上げます。



在宅中心静脈栄養法加算

150点

当薬局は、在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。



取り扱う公費負担医療について

- ・ 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- ・ 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- ・ 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- ・ 母子保健法による養育医療・中国残留邦人医療支援給付制度
- ・ 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- ・ 生活保護法による医療扶助



個人情報保護法

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために当薬局の個人情報の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・ 当薬局における調剤サービスの提供
- ・ 医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・ 病院、診療所等からの紹介の回答
- ・ 患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・ 医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答）
- ・ 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料



明細書発行に関する掲示

当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。ご家族など代理の方が会計される場合も、同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください。



開局時間について



月～金 9:00-18:00 土 9:00-12:30

日・祝日 休み

●夜間・休日等加算の対象時間

土曜日13:00以降 ※1月1-3日 12月30-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について

休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月30日-翌年1月3日）

緊急連絡先 011-832-8931